

# 社会福祉法人 晋栄福祉会

## 指定地域密着型通所介護事業運営規程 指定予防地域密着型通所介護事業運営規定

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人晋栄福祉会（以下「本会」という）が実施する指定地域密着型通所介護事業所及び、指定予防地域密着型通所介護事業（以下「事業所」という）が行う通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従業者（以下「通所介護従業者」という）が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

### (基本方針)

第2条 本事業の通所介護従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター萩の台ちどり
- (2) 所在地 奈良県生駒市萩の台3丁目1番8号

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 通所介護従事者として次の職員を置く

- (1) 管理者 1名（常勤、兼務）  
事業所と従業員の管理及び業務の管理を一元化に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護の実施に関し尊重すべき事項において指揮命令を行う。また、管理者は、それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。
- (2) 生活相談員 1名以上  
利用者の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。
- (3) 介護職員 1名以上（常勤換算）  
利用者の日常生活の支援をし、特に入浴送迎等の支援を行う。
- (4) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）  
利用者の健康管理、医療との連携支援。
- (5) 看護職員 1名以上（機能訓練指導員と兼務）

要介護状態の軽減又は、悪化防止の為に機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月・火・水・木・金曜日までとする。(祝日も含む)  
年末年始(12月30日～1月3日は休業とする)  
行事等により臨時営業の場合、土曜日・日曜日を営業日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。  
(うちサービス提供時間 午前9時から午後5時、  
延長可能時間 午後5時から午後6時)

(定員)

第6条 1日に通所介護のサービスを提供する定員は15名とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 相談、援助等
- (2) 機能訓練
- (3) 介護サービス(移動、排泄の介助、見守り等)
- (4) 介護方法の指導(家族介護者教室)
- (5) 健康状態のチェック
- (6) 送迎サービス
- (7) 入浴サービス
- (8) 食事サービス

(指定通所介護の利用料その他の費用)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割または3割の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)の額とする。

3 指定通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者対して行う送迎に要する費用

- |                      |            |      |
|----------------------|------------|------|
| (1) 通常の実施地域を超えた所から片道 | 2km未満      | 無料   |
| (2) 通常の実施地域を超えた所から片道 | 2km～5km未満  | 200円 |
| (3) 通常の実施地域を超えた所から片道 | 5km～10km未満 | 500円 |

(4) 通常の事業の実施地域を超えた所から片道 10km以上 1000円

(2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額

(3) 食費 693円(おやつ代を含む)

(4) おむつ代 実費

(5) 前号に掲げるものの他、通所介護の提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を文書により確認するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、生駒市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第11条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供する。

(居宅サービス等の変更の援助)

第12条 利用者が居宅介護サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行う。

(サービス提供記録の記載)

第13条 指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について、保険給付の額その他必要な記録を、利用者が所持する所定の記録書に記載する。

(通所介護計画の作成)

第14条 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画を作成する。

2 それぞれの利用者に応じた通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明をする。

(衛生管理)

第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 当該事業所において感染症が発生し、又まん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(掲示)

第16条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他のサービスの選択に必要な重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第17条 通所介護従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 通所介護従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、雇用契約に盛り込むこととする。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。

(苦情処理)

第18条 提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 提供した指定通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定通所介護に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(会計の区分)

第19条 指定通所介護の事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分する

(記録の整備)

第20条 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。

(緊急時等における対応方法)

第21条 通所介護従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第22条 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第23条 事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(地域との連携など)

第24条 指定通所介護事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に勤める

(虐待防止に関する事項)

第25条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営に関する留意事項)

第26条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3カ月

(2) 継続研修 年2回

2 事業所は、すべての従業者等に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(附則)

この規程は平成25年4月1日から施行する。

この規定は平成25年4月8日から施行する。

この規定は平成25年8月26日から施行する。

この規定は平成26年1月1日から施行する。

この規定は平成26年4月1日から施行する。

この規定は令和3年1月1日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。